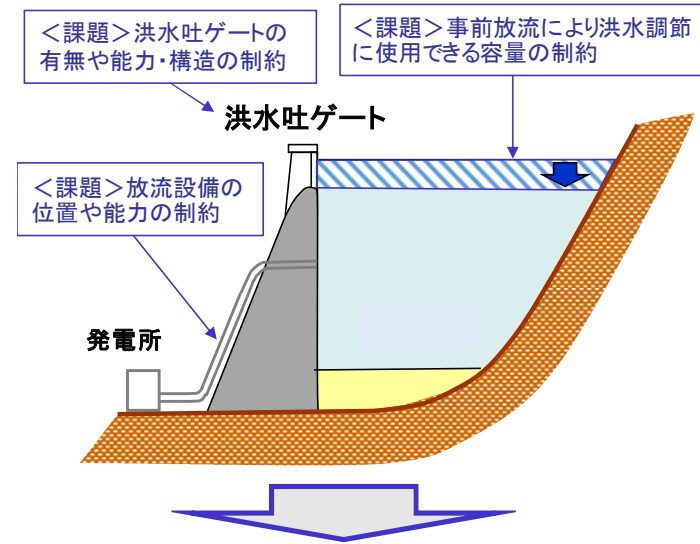
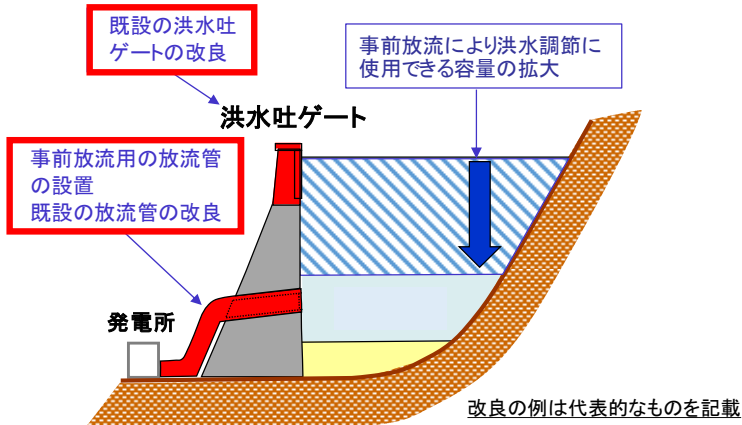


国土交通省では、令和2年度から利水ダムが事前放流を行うにあたり、既存施設の改良等が必要となる場合において、その費用の一部を補助する制度を創設します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



【対象事業】

以下の要件を全て満たすものとし、河川管理者と利水ダム設置者が協議を行い、双方が要件の該当性を確認したもの。

- 一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで下流河川に対し、一定の洪水低減効果が発揮されること
- 当該利水ダムにおいて、事前放流を操作規程等へ位置付けることにより確実に実施されること
- 河川管理者や関係市町村その他の関係機関と連携し、当該利水ダムに関する放流状況等に関する情報連絡体制が構築されること

【補助対象】

- 補助金の交付対象は、利水ダム設置者※
- 補助対象となる費目は、放流施設の整備等のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助率】

- 1/2以内

【事業採択手続き】

- 公募により事業者を選定※
- 複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能

※予算の範囲内での事業採択となります

※なお、利水ダムにおける事前放流の更なる推進に向けて、河川管理者が主体となって施設整備等を実施できる支援制度の創設等を、令和3年度概算要求において要求しています。【参考別紙参照】

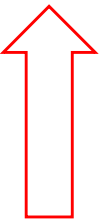
新規
事項

利水ダムにおける事前放流の更なる推進

参考別紙

- 全国の利水ダム等において、洪水の恐れがある場合に事前に放流することで一時的に空き容量を確保する「事前放流」の取組を今年の出水期から一斉に開始(全国の1級水系等)。
- この取組を継続的かつ効果的に実施するため、関係者が参画する協議会を設置するとともに、事前放流に伴う損失補填制度の拡充や放流施設の整備等への支援制度を拡充する。

実施体制の構築



○利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた協議会の設置

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき各水系に設置されている協議の場※の位置づけを明確化することにより、河川管理者、関係利水者等が連携してソフト対策（事前放流）・ハード対策（ダムのかさ上げ等）を総合的かつ一体的に推進

※河川管理者と利水を含むダム管理者等で構成

支援制度の拡充(損失補填、施設整備)等

令和2年度

損失補填

利水ダムへの損失補填制度の創設
(1級水系の利水ダム)

令和3年度

○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

2級水系においても事前放流の取組を更に推進するため、2級水系の管理者である道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、国がその費用を支援する制度(1級水系の道府県所管の多目的ダムにも適用)を検討

施設整備

利水者による施設整備への補助制度の創設
(補助率: 1/2を上限)

○河川管理者による新たな施設整備制度の創設

放流施設の整備等を行うことで、大きな洪水調節効果が期待できる利水ダムについて、河川管理者が主体となって施設整備等を実施できる支援制度を創設

○事前放流に関する放流施設の整備等を行った場合の税制優遇

利水ダムにおいて、洪水被害を防止・軽減させる目的で放流施設の整備等を行った場合には、当該施設にかかる固定資産税を課税の対象外とする新たな税制を創設

※令和3年度水管理・国土保全局関係予算概算要求概要(https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r03/yosangaisan.pdf)より抜粋